

モバイル市場の競争環境に関する研究会 ヒアリング資料

2018年12月26日

KDDI株式会社

本日の資料内容

1. 事業者間の競争条件に関する事項

2. Appendix

①その他の質問事項

②モバイル市場の公正競争促進に関する検討会において対応の方向性が示された事項

1. 事業者間の競争条件に関する事項

BWA事業者の二種指定制度の在り方

【振り返り】

- ～ 二種指定制度は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者の接続協議における『交渉上の優位性』を背景に設けられた制度
- ～ 前回検討会において、BWAの二種指定化の検討にあたっては、まずは『交渉上の優位性』の有無を明確にすることが整理された

【ご参考】

- 第二種指定電気通信設備制度は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、「接続協議における交渉上の優位性」を背景に、
 - ①接続における不当な差別的取扱い
 - ②接続協議の長期化 等
 を引き起こす恐れがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保し、円滑に接続可能な環境を整備する観点から非対称規制として設けられた制度

一定以上のシェア
となる
指定事業者

● 業務区域ごとに特定移動端末設備が25%超のシェア（2002年）

NTTドコモ、沖縄セルラー（2002年2月指定）

※当時指定されていない事業者として
ジェイフオングループ、ツーカーグループ

KDDI（2005年5月指定）

● 業務区域ごとに特定移動端末設備が10%超のシェア（2012年）

ソフトバンク（2012年12月指定）

※当時指定されていない事業者として
4位の事業者であるイーモバイル

※特定移動端末設備：携帯電話。2016年度省令改正によりBWA(WiMAX2+、AXGP)が追加

規制

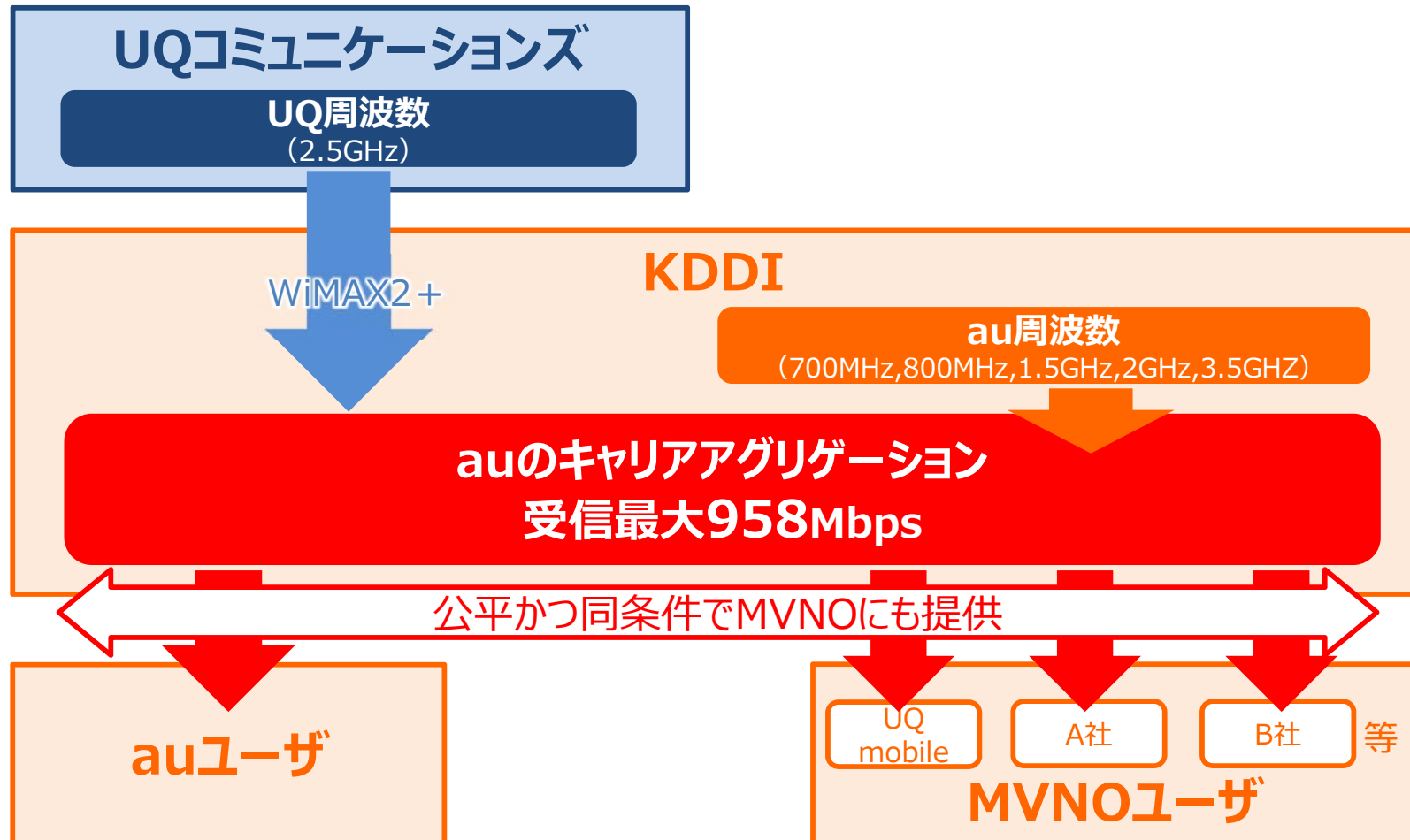
- 接続約款の作成、届出、公表
- 接続会計の整理、公表

電気通信事業法
第34条

UQコミュニケーションズの交渉上の優位性

【振り返り】（当社からの説明）

～ UQコミュニケーションズの契約数の大部分が、KDDIがキャリアアグリゲーションを実現するためにKDDIに卸したものであり、UQコミュニケーションズに実効上の『交渉上の優位性』は存在しない



この半年間で論点が変更される合理的理由は？

モバイル市場の公正競争促進に関する 検討会報告書

(2018年4月27日公表)

第1章.(3) 第二種指定電気通信設備制度の適用の検討

- ⑬ モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- ⑭ これに関しては、**MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である。**
- ⑮ **その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。**そして、**不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある。**

モバイル市場の競争環境に関する 研究会主要論点（案）

(第1回会合資料 2018年10月10日)

II.1.(5) 二種指定設備制度の適用

モバイル検討会報告書において、BWA事業者によるネットワーク提供について、透明性、公平性等を確保するため、総務省において、特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、二種指定設備制度の適用を検討することが必要であり、その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要であると指摘されている。こうした指摘も踏まえ、透明性、公平性等を確保するため、**BWA事業者の二種指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中で二種指定設備制度の在り方について検討することが必要ではないか。**

交渉上の優位性とは

これまで総務省で整理されてきた交渉上の優位性の考え方

接続ルールの見直しについて（平成12年12月21日第一次答申）

音声の相互接続を前提に加入者規模による
交渉上の優位性



市場環境の変化によって
論点はMVNOとのデータ接続へ

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（平成23年12月20日答申）

MVNO促進の観点から
周波数割り当てを受けたMNOとの接続必須性による
交渉上の優位性



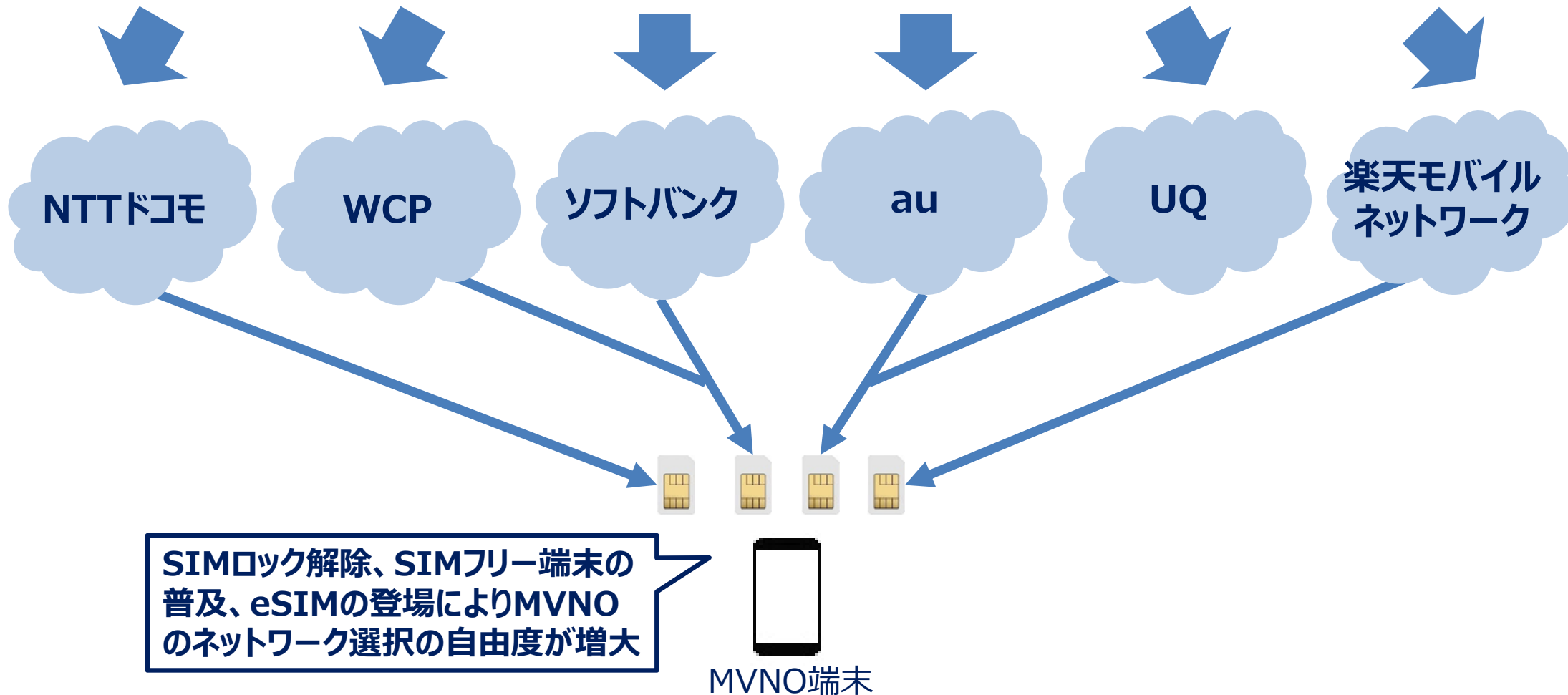
MVNOとの取引関係は需給状況や市場環境によって左右されるもの
現在は検討当時と比較して様々な状況変化が生じている

MVNOとの取引関係における状況変化

従来MNO3社に加えてBWA事業者によるTD-LTE互換サービスの開始、新規MNOの参入等によりMVNOの選択肢が拡大

MVNO

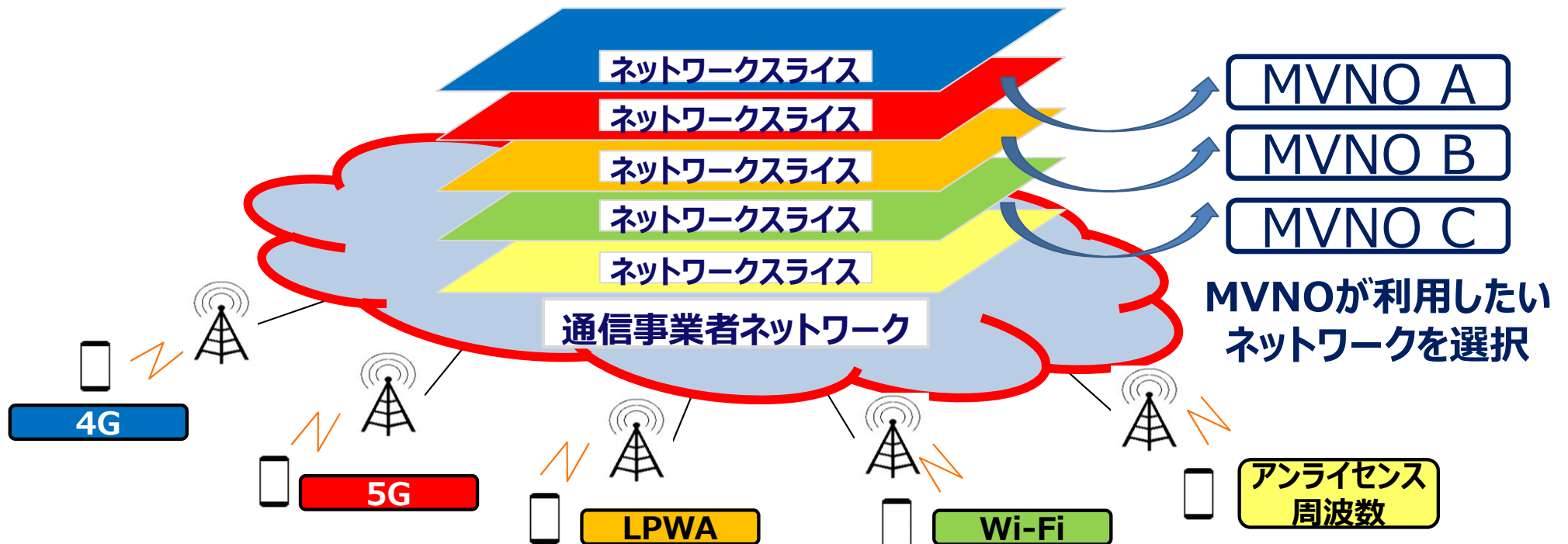
新規周波数割り当てによるMVNOに対するネットワーク供給リソースの拡大
(BWA周波数価値の相対的な低下)



2030年代の指定設備制度の在り方

～ 2030年代には、数多くの選択肢の中から利用したいネットワークを選択しやすい環境が実現し、**選ぶ側の優位性が一層拡大**

さまざまなニーズに応じた柔軟なコアネットワーク機能が提供



さまざまな無線リソースが提供され、更なる周波数割当も期待

複数のNWをひとつの端末で利用することが当然となる時代においても
現行の特定移動端末設備数を根拠とした指定設備制度を継続すべきか？

交渉上の優位性を踏まえた検討の必要性

BWA事業者について交渉上の優位性があるのか、 前回検討会報告書を踏まえて詳細に議論、分析すべき

- 「事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。」
- 「そして、不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある。」

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書（2018年4月27日公表）

単純にシェアが10%※を超過したことを根拠に BWA事業者を二種指定化することがないようにすべき

【指定基準を端末シェア25%→10%に見直した経緯】

「上位3事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。（中略）

公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。具体的な指定の基準値については、上位3事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である。」

（平成24年2月21日 電気通信事業法施行規則の一部改正について（諮問第3039号）より抜粋）

UQ→KDDIのWiMAX2 + ネットワーク提供

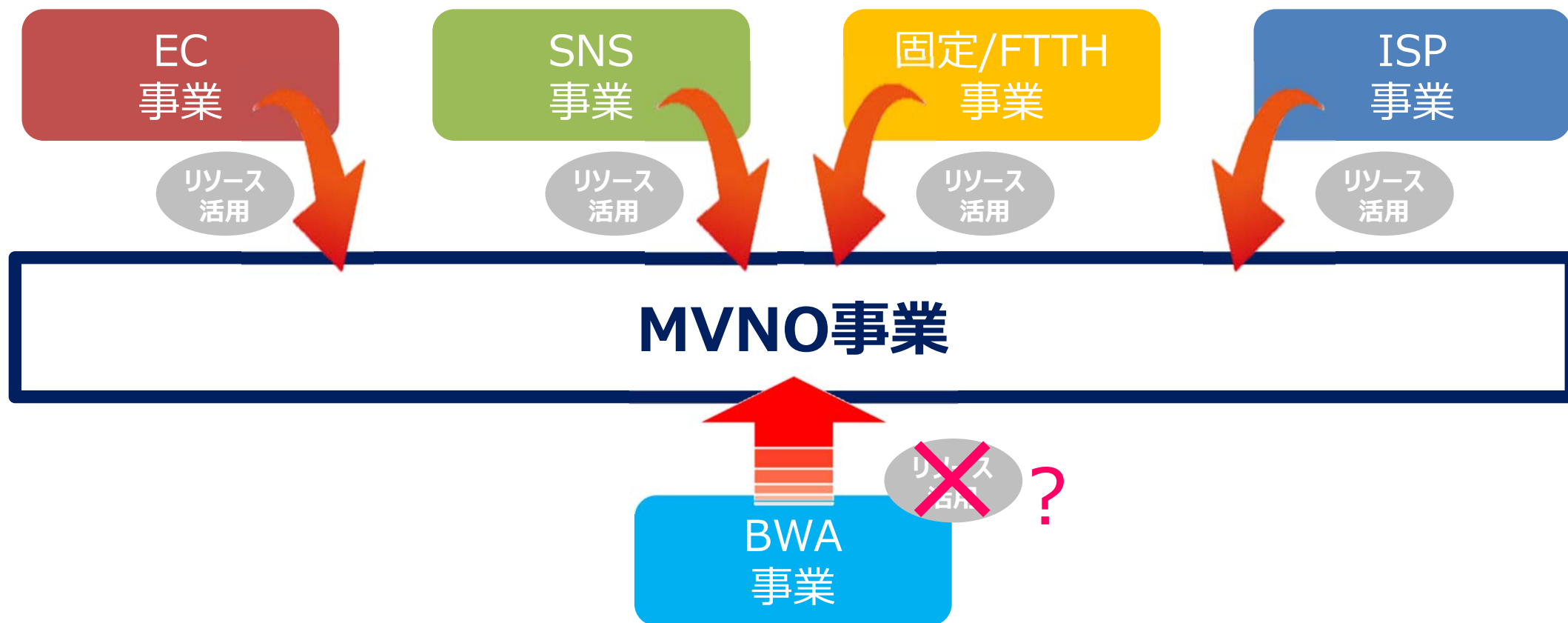
10

~ 当社は、キャリアアグリゲーション実現に必要なUQコミュニケーションズのネットワークを市場価格に照らし合わせて適正な料金で仕入れている

構成員限り

グループ間連携について

- ～ 企業成長の手法として既存事業のリソースを新規事業へ活用することは基本であり、様々な企業が自社のリソースを背景にMVNOに参入
- ～ MNOグループのサービス提供について検証するのであれば MNOのみならず大手MVNOについても検証対象とすべき



多様なMVNOサービスの創造に貢献

～ 多様なパートナーに通信を提供し、あらゆる領域で付加価値を提案

モバイルサービス分野

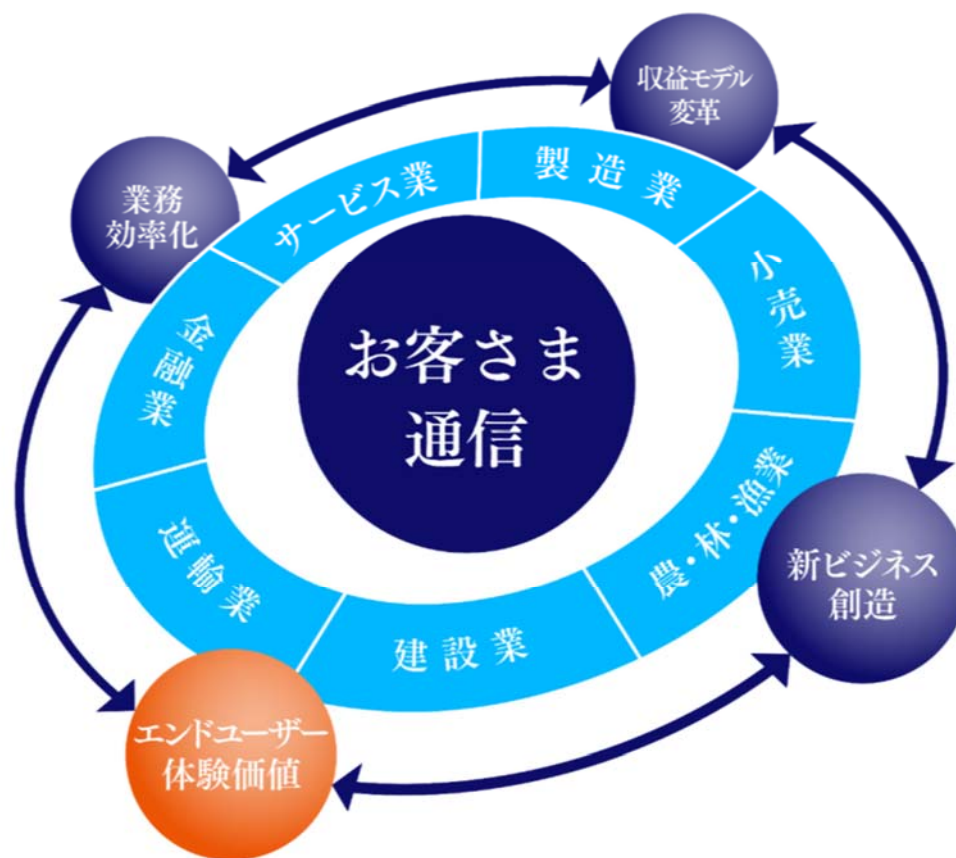


格安SIMサービス

セキュリティ分野



見守りサービス



自動車分野



総合テレマティクスサービス

物流分野



業務用
テレマティクスサービス

MVNOの活性化に向けた取り組み

～ MVNOからの様々な要望に真摯に対応

MVNO専用SIMの提供

(MVNOにかかるSIM費用の低コスト化)

MVNOの顧客システムとの情報システム連携

(MVNOユーザの新規受付等の時間短縮、MNPのリアルタイム化等)

MNOネットワークの運用状況の共有

(ホームページへの掲載、詳細情報のメール通知化等)

省令に基づくSIM費用の算定

(接続料規則に基づく算定の適正化)

接続料にかかる情報開示

(情報開示告示に基づく原価・利潤及び需要の対前算定期間比等の開示)

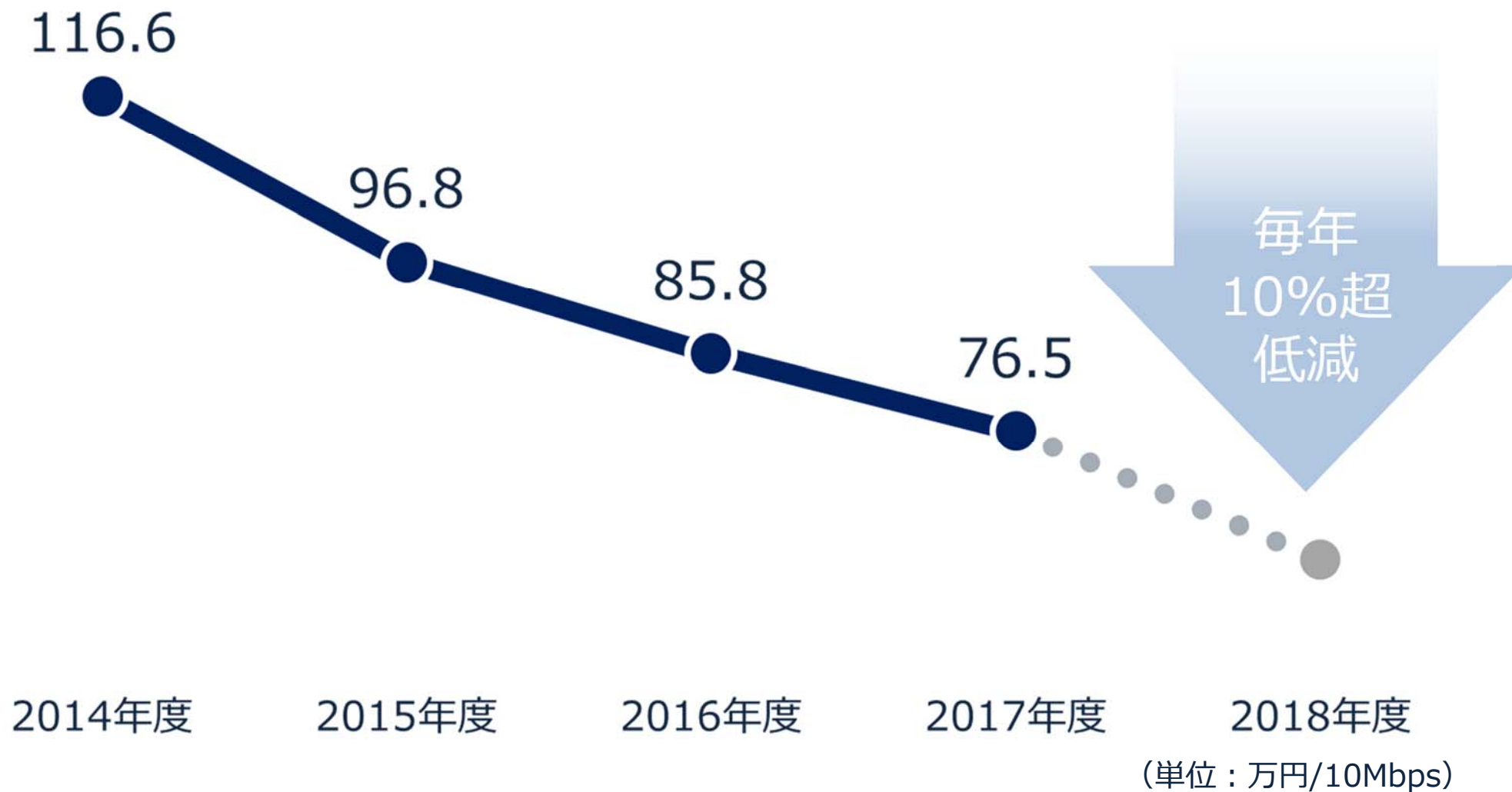
2018年11月1日
全MVNOへ提供済み

テザリング機能の提供

(テザリングが利用できなかった一部端末について対応)

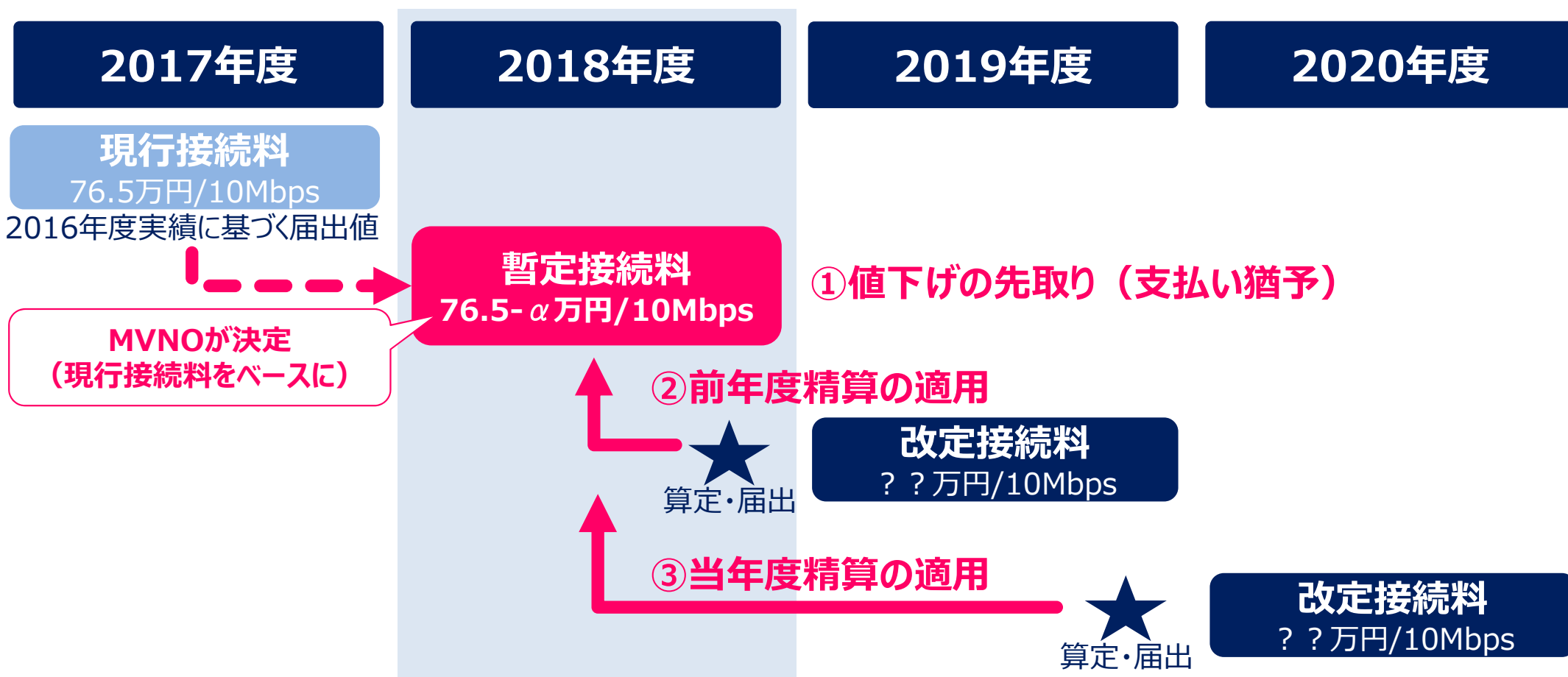
KDDIのデータ接続料の水準

- ～ データ接続料水準は毎年10%超の低減傾向
- ～ 当社はすべてのMVNOに公平かつ同条件で提供



データ接続料の算定及び、精算方法

- ～ 接続料の考え方は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則であり、現状の実績原価方式の適用は適切
- ～ MVNOの負担軽減のため、値下げの先取り（支払い猶予）や前年度・当年度精算を実施



データ接続料の将来原価方式による算定

～ モバイル市場は、複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測は困難

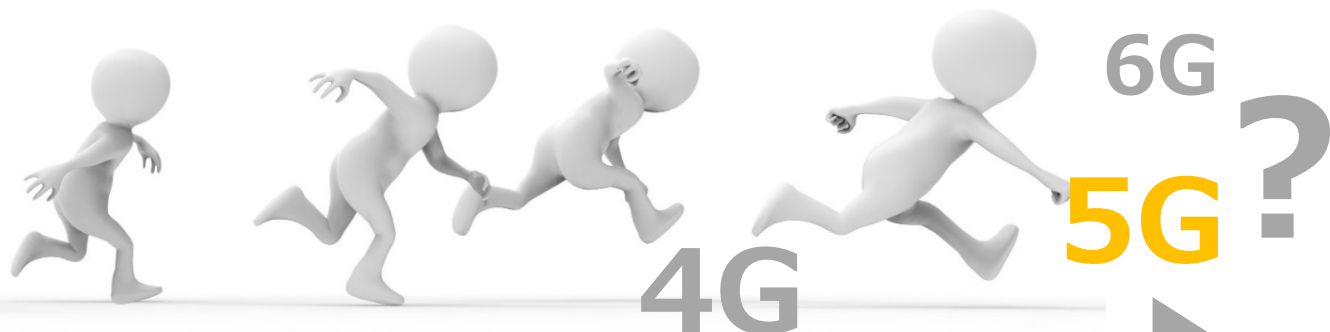
モバイル市場

楽天モバイル
ネットワーク

Softbank

au

NTT
docomo



複数MNOによる設備競争・サービス競争が機能
将来予測が困難

固定通信市場

NTT東西



FTTH
整備率 98.0%
(2017年3月末)

総務省資料より

1社によるドミナント市場
一定の予測が可能

データ接続料の将来原価方式による算定

～ 仮に将来原価方式を導入する場合においても、コスト回収の過不足分を調整するための乖離額調整の原則化が必要

例) NTT東西の加入光ファイバにおける乖離額調整



接続料算定の適正性の検証

- ～ 接続料算定・検証の枠組みはこれまでも専門の委員会や研究会を通じて累次のルール整備がなされ、恣意性の排除が図られてきた
- ～ 算定・検証の枠組みを見直す場合には十分な検討期間を設けて、方針を決定すべき

事業者による算定

接続料算定方法のルール化
(第二種指定電気通信設備接続料規則)

利潤算定の精緻化
(第二種指定電気通信設備接続料規則)

適正な
接続料

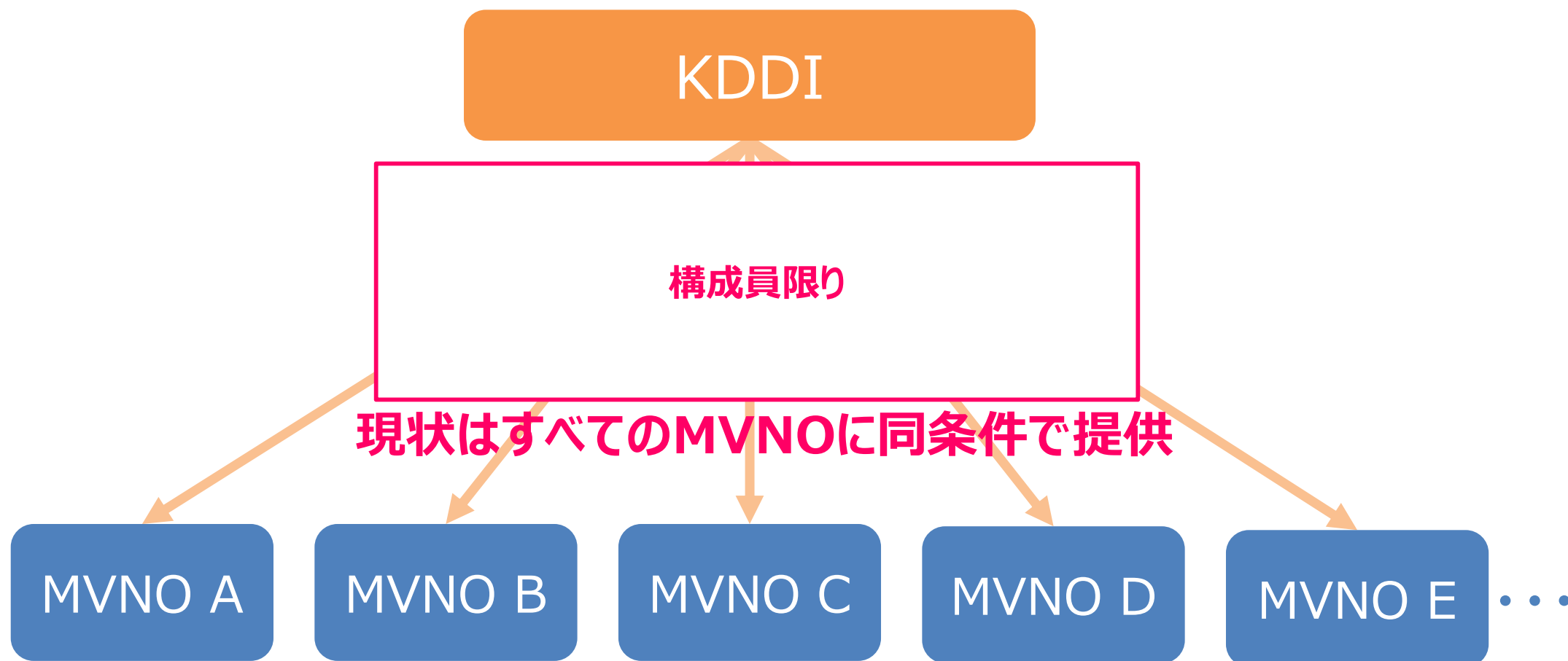
総務省による検証

算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則)

KDDIの音声卸料金

- ～ 音声卸料金は、MVNOとの協議に基づきリテールマイナス方式で決定
- ～ 卸料金のさらなる低廉化に向けては今後もMVNOとの協議に対応



【参考】音声卸料金の提供条件に関する検証

～ 音声卸料金の提供条件については、

- ① 「届出のあった卸先事業者間で同一金額となっている。」
- ② 「接続約款に規定する音声通信料は、接続事業者の電気通信設備（交換設備）をKDDIの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なる。」

と総務省が確認済み（当社届出対象となっているA社、B社、C社）

電気通信事業法第38条の2の規定に基づく届出に関する情報の整理・公表について
(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者からの届出)

平成30年7月19日

電気通信事業法第38条の2による届出(二種指定事業者による卸役務)の概要

7

主な届出内容

主な届出内容と接続約款等との比較は、次のとおり。

主な届出事項	主な届出内容	接続約款等との比較
役務に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> ○通信料 <ul style="list-style-type: none"> ・音声通信料 30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 <帯域幅課金型LTEレイヤ2接続> 10Mbpsあたりの月額料金が設定されている。 <回線卸> 利用パケット数に応じた料金が設定されている。 ・SMS通信料 送信文字数ごとに1送信あたりの料金が設定されている。 	<p>届出のあった卸先事業者間で同一金額となっている。 (接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの月額料金が定められている。(卸料金と金額は同じ。)) ※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備(交換設備)をKDDIの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なる。</p>
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	<ul style="list-style-type: none"> ○基本使用料 <帯域幅課金型LTEレイヤ2接続> データ通信のみの場合、音声とデータの場合それぞれ1契約ごとの月額料金が設定されている。 <回線卸> 契約形態によって異なるが、1契約ごとの月額料金が設定されている。 	<p>帯域幅課金型LTEレイヤ2接続に関して、届出のあった卸先事業者間で同一金額となっている。 (接続約款には、帯域幅課金型LTEレイヤ2接続について、MVNO回線管理機能として、1契約ごとの月額料金が定められている。接続約款記載の金額:月額88円)</p>
工事に関する費用負担	<p>工事費は実費とされている。</p>	<p>届出のあった卸先事業者間で違いはない。 (接続約款には、帯域幅の変更に係る工事について1工事ごとの料金が設定されている。上記以外の工事は「工事費=作業単金×作業時間」であると規定され、作業単金の額も規定されている。 接続約款記載の金額(卸料金とは異なる(条件によって接続約款に記載の金額を適用することとしている。)) ・帯域幅の変更に係る工事:1工事ごとに65,800円 ・上記以外の工事:実費)</p>

MNOによるネットワーク提供のインセンティブ

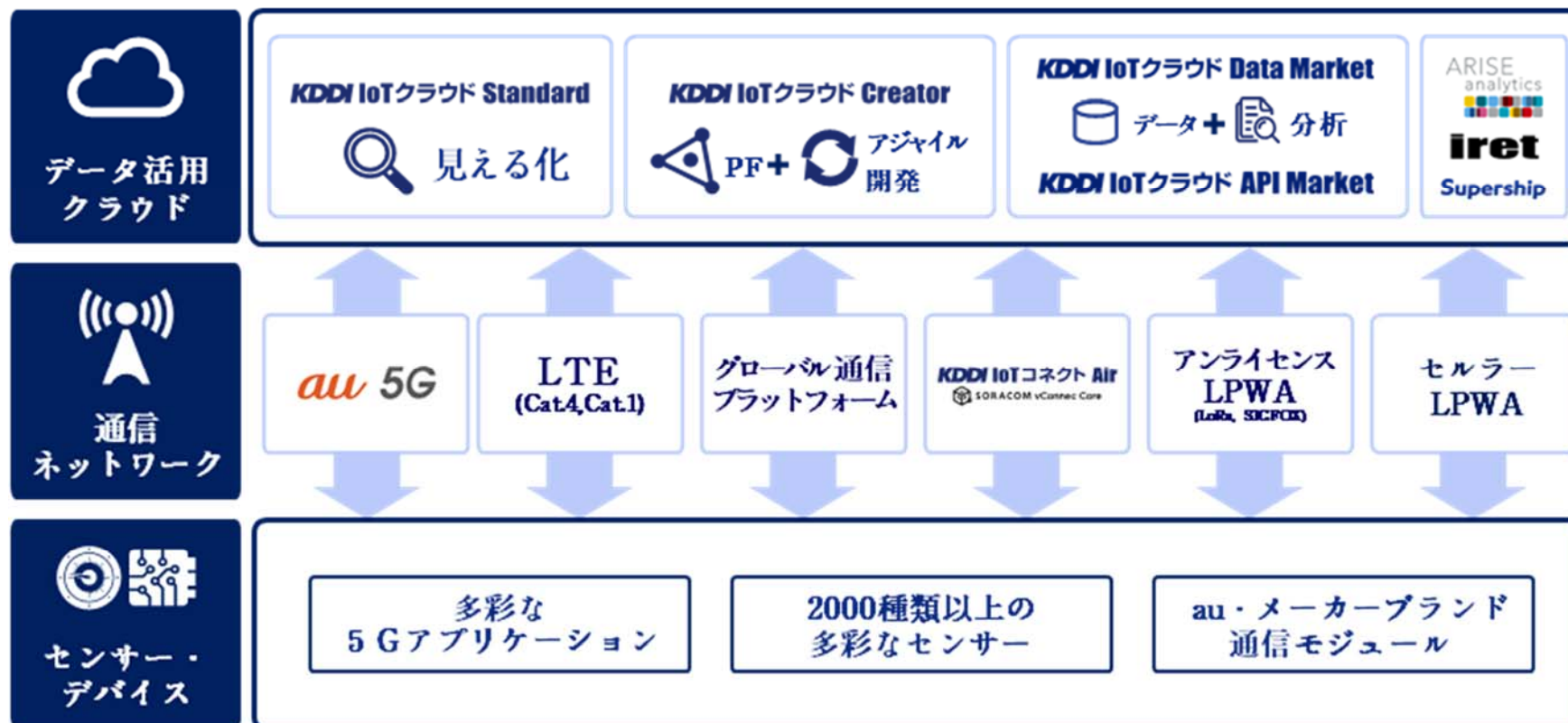
～ 総務省による周波数割り当てにおける審査基準項目として、**MVNOへの提供実績や提供計画の確認は既に実施**されていると認識

	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI/沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
<p>8 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり）。 HSS連携機能について、平成29年度中に提供予定。 平成37年度末に約2,300万契約を計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり）。 HLR/HSS連携機能等についても、MVNO事業者からの要望があれば協議。 平成40年度末に約469万契約を計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務等によりMVNOへの役務提供を実施（指定済周波数の基地局において、既存事業者等以外の者に対する提供の実績あり）。 HSS連携機能について、卸電気通信役務は平成32年度に、接続約款は平成34年度に提供予定。 平成40年度末に約1,758万契約を計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年4月から卸電気通信役務及び事業者間接続を提供予定。 HSS連携機能について、平成32年10月より提供予定。 平成40年度末に約185万契約を計画。
<p>いずれの申請者も、指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画を有し、その根拠として現行サービスにおいてMVNOの実績等がある又は具体的なサービス計画が示されているため適当と認められる。</p>				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適

(出典) 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査結果抜粋 (2018年4月)

MVNOによる多様なサービス提供のサポート

- ~ 多様なビジネスに合った柔軟なIoT通信サービスの卸提供を開始し、今後もMVNOからのご要望に応じて協議に対応
- ~ LPWAの接続方式による提供は、従来のセルラーサービスと電波の利用効率や制御方法等が異なることから慎重な検討が必要



**様々なパートナーに当社のネットワークを提供し
多種多様な新たなサービス・体験価値を創出**



**5G時代に向けても
パートナーと共に一層の通信市場の活性化に貢献**

2. Appendix

① その他の質問事項について

※当社に関わる項目のみ回答しております

(3) 音声卸料金の適正性検証

- 御社の音声通信料金プラン（各種定額、準定額プランを含む。）と比べて、御社の音声卸料金の料金設定は妥当か。
 - MVNOとの協議に基づき、当社の一般的な料金プランを基準にリテールマイナスの方式で料金を決定しており、料金設定は妥当と考えております。
 - 卸料金のさらなる低廉化に向けては今後もMVNOとの協議に対応していきます。
- 御社の音声通信料金プランごとに、過去一年間の収入と月平均のユーザ数及び発信通話時間（一の発信における通話時間を0.5分刻みで切り上げてから集計すること）を教えてください（期間拘束や自動更新の有無ごとに別集計すること）
 - 詳細な数値については経営情報のため公表を差し控えさせていただきます。

(4) MVNOによる多様なサービスの提供

- 現在、御社とL2接続を行っているMVNOはセルラーLPWAサービスを利用可能ですか
- 可能である場合、御社とMVNOでその内容に差異はありますか（PSMやeDRXの適用の有無、利用可能なSIMの差異等）

- 現状はL2接続によるセルラーLPWAサービスの提供実績はありません。
- 今後の提供についてはMVNOからのご要望に応じて協議に対応していきます。

(7) その他

- **禁止行為規制対象事業者の拡大のための指定要件収益シェアの引き下げ等**

- 現状は、依然としてNTTドコモの収益シェア及びNTTグループの一員としての市場支配力は他事業者を凌駕していることに変わりなく、更に5G時代・2030年を見据えると、ボトルネック領域をもつNTTグループと持たない他グループとの市場支配力の差は拡大方向に向かう懸念も踏まえ、指定基準の変更は不要と考えます。

(7) その他

● 増分費用方式の適用が適切（日本通信）

- 接続料の考え方は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則であり、現状の実績原価方式の適用は適切と考えます。

● SIM貸与費用算定方法の精査（日本通信）

- 日本通信殿が主張する「MVNOがSIMベンダーから直接調達するSIMコストに比べ、接続約款に記載されているSIM料金は遥かに高い。接続料の一部であるSIM料金の算定方法を精査する必要がある。」について、SIM費用については第二種指定電気通信設備制度接続料規則化に基づいて適切に算定し、総務省へ届出しています。
- また、SIMの調達については当社が貸与する他、MVNOが直接ベンダーから調達したSIMを利用することも可能です。

(7) その他

• 網改造料算定方法の精査（日本通信）

- 接続約款に定める方法にて適切に算定しています。
- また、網改造料にかかる契約については、卸通信役務の届出を行っています。

• HLR/HSS連携の技術的条件、網改造費等の情報公開（日本通信）

- 当社は提供実績がないため回答を差し控えさせていただきます。

(7) その他

● 会計分離制度の導入（日本通信）

- 日本通信殿が主張されている、「設備事業者としての側面とサービス事業者としての側面がある中で、サービスを提供する自社サービス部門ないし連結対象子会社へ設備を貸出すのと、MVNOに設備を貸出す条件が同じであれば、通信速度問題や各種価格差問題などほとんどの問題が解決できる。この観点から、会計分離制度の導入が適切であると考えられる。」については、第二種指定電気通信設備事業者は、既に電気通信事業会計規則及び接続会計規則に基づいた配賦計算により会計整理・届出を行っております。電気通信事業法等の規定により、第2種指定電気通信設備に指定された当社の電気通信設備との相互接続に関する手続や料金については、接続約款に定めています。
- また、MVNO間の卸役務の提供料金及び、その条件については、電気通信事業法第38条の2の規定に基づき届出を実施し、総務省において整理・公表されているとおり、適切に卸提供しているものと認識しています。

(7) その他

● 半黒SIMの横断的ルール整備（日本通信）

- 日本通信殿が主張されている、「MNOは自らが定めたルールに基づき、半黒SIMの利用期間や数量制限を行っている。その様態や条件は区々であり、競争政策に直接関係することから、MNO横断的なルールを総務省殿関与の下制定して運用すべきである。」については、MNOによって設備構成が異なることからSIMの提供方法は一律に決定可能なものではないことにも配慮が必要です。
- 今後も柔軟な提供についてMVNOからのご要望に応じて協議に対応していきます。

(7) その他

● API利用価格の低廉化等（日本通信）

- 日本通信殿が主張されている、「一部のMNOは、SIMカードの活性化や解約を行う業務支援システムをMVNOの顧客管理システムと電磁的に結合するための手段（いわゆるAPI）を提供している。しかし、その利用価格は高額であり、また価格根拠が示されていない。他のMNOにおいては、API提供の協議を進めているものの、協議は進展しない。これらAPIの提供有無はMVNOの業務運営に大きな影響を与えるところ、本機能についても総務省殿の積極的な関与が望まれる。」については、当社は他社に先駆けてMVNOの顧客システムとの情報システム連携を提供しています。
- その提供料金については、適切に算定しており、接続約款の規定やMVNOに対する卸通信役務提供内容の届出を行っています。

将来的な検討課題

- スマートフォンでeSIMが普及した場合に、モバイル市場における競争政策にどのような影響が生じ、どのような課題が考えられるか
 - eSIM対応端末に、MVNOがプロファイルを提供できるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の解放が必要との意見（MVNO委員会等）も踏まえた上でお教えいただきたい
-
- MVNOからのご要望に応じて協議に対応していきます。

将来的な検討課題

- MNOとMVNOとの競争環境や利用者料金の在り方等について、5G時代に向けてどのような変化が見込まれ、どのような課題が考えられるか
- 5G時代に向けた新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討が必要、仮想化モバイルコアネットワークにおけるMVNOに関連する制度整備が必要とする意見（MVNO委員会等）も踏まえた上でお教えいただきたい

- 5Gにおいて新たな制度整理が必要となる場合は、これまでどおり審議会・研究会を通じてオープンな議論を重ね、適切なルール整備が検討されるものと理解しています。新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。
- 当社は、5G時代に向けても、さまざまなパートナーにネットワークを提供し、多種多様な新たなサービス・体験価値を創出できるようパートナーと共に一層の通信市場の促進に貢献していきます。

②モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 において対応の方向性が示された事項

1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
① ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 2019年春に実現予定
② MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる <p style="text-align: center; color: red;">構成員限り</p>
③ SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	<p style="text-align: center;">(総務省による実態把握のため回答対象外)</p>
④ HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	<ul style="list-style-type: none"> MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる <p style="text-align: center; color: red;">構成員限り</p>
⑤ MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑メールフィルタの基準を提示済み
⑥ キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる <p style="text-align: center; color: red;">構成員限り</p>
⑦ 一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月1日に全MVNOへ提供済み

1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
⑧ 一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	<ul style="list-style-type: none"> • MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;">構成員限り</p>
⑨ 電気通信事業者協会が策定したAndroid端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視	(総務省による実態把握のため回答対象外)
⑩ 5G関係機能のMVNOへの提供に関する協議状況の注視	(総務省による実態把握のため回答対象外)
⑪ MNOとMVNOとの販売連携に関する協議状況の注視	(総務省による実態把握のため回答対象外)
⑫ MNOからMVNOへの端末の提供に関する協議状況の実態把握	(総務省による実態把握のため回答対象外)
⑬ 050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視	(総務省による実態把握のため回答対象外)
⑭ LINEの年齢認証に関する機能提供が実現しない要因に関する実態把握	(総務省による実態把握のため回答対象外)

2 中古端末の国内流通促進関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
⑮ 下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	• ガイドライン改正を踏まえ対応
⑯ 中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	• ガイドライン改正を踏まえ対応
⑰ 中古端末に関する民間の取組の後押し	(総務省による取り組みのため回答対象外)
⑱ MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	• 当社においては既に対応済み

3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
①9 利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度中を目途に実現予定
②0 利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	<ul style="list-style-type: none"> お客様に十分理解いただいた上で料金プランを選択いただけるよう、店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討いたします。
②1 残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン改正を踏まえ対応
②2 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	<ul style="list-style-type: none"> お客様のデータ利用量に合わせて定額料金が自動的に適用される「auピタットプラン」、データ使用量が多いお客さま向けに「auフラットプラン」（auピタットプラン/auフラットプランをあわせて以下「新プラン」）を平成29年7月から導入 今後も、お客様との様々なタッチポイントにおいて新プランを訴求するとともに、料金シミュレーションにおいても、新プランを“最適なプラン”として案内

3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
②③ 利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> お客様に十分理解いただいた上で料金プランを選択いただけるよう、店頭での説明やHP 等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討いたします。
②④ MVNOやその業界団体におけるサービス内容のわかりやすい周知	(本項目は当社は対象外)
②⑤ 月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討
②⑥ MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン改正を踏まえ対応

3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

検討会報告書の方向性	当社対応状況
⑳ MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	・ ガイドライン改正を踏まえ対応
㉑ 総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性のある事案を認知した場合に公正取引委員会に情報提供を行うことに関する検討	(総務省による取り組みのため回答対象外)
㉒ TVCM等での訴求について、苦情相談の状況等の検証及び不適切な表示が認められた場合にその是正を求める等の必要な対応	(総務省による取り組みのため回答対象外)
㉓ MVNOの音声通話付きサービスの初期契約解除制度の対象化	(本項目は当社は対象外)



あたらしい自由。

